

議案第1号

議案第1号

令和2年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 (令和元年10月～令和2年9月) について

- 本事業評価は、令和2年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価であり、令和3年1月末日を提出の〆切りとして、和歌山運輸支局に提出するものです。
- 運輸支局からの指摘により、修正を加える可能性があります。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 橋本市生活交通ネットワーク協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
南海りんかんバス株式会社	橋本市コミュニティバス東ルート右回り 車庫前～橋本市民病院前～車庫前	橋本市地域公共交通網形成計画(H29～R3年度)及び 地域公共交通再編実施計画(H29～R3年度) の基本方針に基づき、効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指す。	A 目標達成に向け、計画を適正に実施した。	A 市内公共交通の効率的な交通体系の構築のため、地域公共交通網形成計画(H29)に従い、 ・市民病院の無料送迎バスの統廃合(「 紀見橋本病院線 」の新設) ・路線バスとの競合区間の解消 などルート見直しの内容を盛り込んだ再編計画を作成し、実施に向け、関係者等と協議を進めた。 今後は、より一層の市内公共交通機関の役割分担と利便性の向上につながる取り組みなど効率的で持続可能な公共交通体系の構築を引き続き、目指す。	地域公共交通網形成計画に掲げた課題等を実施するために作成した 地域公共交通再編実施計画(令和2年1月4日) を着実に実施していく。
	橋本市コミュニティバス東ルート左回り 車庫前～橋本市民病院前～車庫前				
	橋本市コミュニティバス東部線 車庫前～あやの台オークワ前～車庫前				
	橋本市コミュニティバス中ルート右回り 車庫前～橋本市民病院前～車庫前				
	紀見橋本病院線 橋本駅前～紀見～橋本市民病院前				
	橋本市コミュニティバス中ルート左回り 車庫前～橋本市民病院前～車庫前				
	橋本市コミュニティバス東西幹線① 車庫前～紀伊山田駅前～橋本駅前				

南海りんかんバス株式会社	橋本市コミュニティバス東西幹線② 橋本駅前～高野口駅前～橋本駅前					
	橋本市コミュニティバス西ルート右回り 橋本市保健福祉センター前～高野口地区公民館前～橋本市保健福祉センター前					
	橋本市コミュニティバス西ルート左回り 橋本市保健福祉センター前～高野口地区公民館前～橋本市保健福祉センター前					
	橋本市コミュニティバス西部線 橋本駅前～高野口駅前／学文路駅前～橋本駅前					

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	橋本市生活交通ネットワーク協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>橋本市は、和歌山県の北東部に位置し、面積は130.55平方キロメートル、人口は62,376人(R1.12月末)となっている。人口減少・高齢化が止まらず、鉄道、民間路線バスなど公共交通の利用者の減少など、地域公共交通の継続的な運行が危ぶまれる状況が続いている。</p> <p>そこで平成29年12月に路線バスとの競合区間の一部解消や利便性向上のためにコミュニティバスの縮小見直しと、道路の狭い地域にタクシー車両を活用したデマンド交通の導入を行った。</p> <p>また、作成した地域公共交通再編実施計画を実施し、市内公共交通機関の役割分担と利便性の向上につながる取り組みなど効率的で持続可能な公共交通体系の構築を引き続き目指す。</p>

橋本市生活交通ネットワーク協議会（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

地域の特性：人口の減少と高齢化が進んでいる。市北部地域に大型住宅開発地があり、人口割合が多い。また企業誘致を図るため新たに用地整備をすすめ、人口増加と就業人口の拡大を図っている。

計画の基本方針：効率的で持続可能な公共交通体系の構築

計画に目標及び期間：各交通手段野役割の明確化、幹線・民間路線の育成ほか。

計画期間は H31～R3 年度

公共交通の将来像：

- ・ 持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進
- ・ 市民・地域理解・主体性の醸成
- ・ 民間路線を基幹としてネットワーク全体で機能を確保するとともに、民間路線を支援する形で支線（コミュニティバス等）を配置
- ・ 定時定路線での運行が非効率となる場合、補助的な路線（デマンド交通等）を活用
- ・ 主要な利用パターンにおいて、概ね 1 回の乗り換えで移動できるよう構成
- ・ 幹線・民間路線の育成
- ・ 橋本市地域公共交通再編実施計画（期間：平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月）

公共交通ネットワークのイメージ図

別紙のとおり

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

【地域内フィーダー系統】

- ① 持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進
 - ・ 行政と交通事業者との情報交換会の実施
- ② 市民・地域理解・主体性の醸成
 - ・ 公共交通に関する情報提供
 - ・ 公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり
- ③ コミュニティバスと民間路線等の競合解消/行政が対応すべき移動の効率的なケア
 - ・ コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担
 - ・ 地域における交通の確保に向けた検討
- ④ ネットワークを形成する交通モード間連携の強化
 - ・ 乗り継ぎ負荷の緩和
- ⑤ 幹線・民間路線の育成
 - ・ 幹線等の利用促進活動の展開

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

【地域内フィーダー系統】

- ①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進
 - ・交通事業者並びに関係者等とルート・時刻などを含め、地域公共交通再編の実施に向けて、協議・調整を行い、連携を強化
- ②市民・地域理解・主体性の醸成
 - ・地域公共交通の再編に向けた地域懇談会等の実施
 - ・地域懇談会等における地域の状況把握と情報共有
- ③コミュニティバスと民間路線等の競合解消/行政が対応すべき移動の効率的なケア
 - ・市民病院送迎バスと民間バス路線との統合及び東西幹線の形成に向けて、関係者と協議・調整
 - ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しにかかる運行継続基準を関係者と協議・調整し、明示
- ④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化
 - ・鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通等の乗り継ぎを可能とするルート設置
- ⑤幹線・民間路線の育成
 - ・幹線路線等の役割、位置付けの明示及びその周知を地域公共交通の再編に合わせて推進。

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域内フィーダー系統	橋本市	R1.10～ R2.9	フ	【R1.10.1～R1.12.28】東ルート、中ルート、西ルート各右回り及び左回り 【R2.1.4～R2.9.30】東部線(循環)、紀見橋本病院線(往復)、東西幹線①(往復)、東西幹線②(循環)、西部線(循環)

【種別】 幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、推：計画推進事業
再策：再編計画策定事業、再推：再編計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
橋本市コミュニティバス	橋本市	R1.10～ R2.9	橋本市コミュニティバス（東部線、西部線、北部線、東西幹線①②）の運行経費から運送収入と国庫補助金を引いた額を市が負担
橋本市デマンドタクシー	橋本市	R1.10～ R2.9	運行経費から運送収入を引いた額を市が負担
路線バス紀見橋本病院線	橋本市・橋本市民病院	R2.3～R2.9	路線バス紀見橋本病院線の運行経費（人件費、燃料油脂費、その他経費）から運送収入を引いた額を市が10分の7、橋本市民病院が10分の3を負担

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
行政と交通事業者等との意見交換、コロナ禍の影響の聴取	市内路線バス（1社）、タクシー事業者（3社）と地域公共交通再編前後の変化等を意見交換。また、コロナ禍の影響等について情報交換。	実施回数等
コミュニティバス・デマンド交通に関する意見聴取の実施	地区協議体への出席	開催回数、地区数
地域公共交通再編実施計画の作成及び実施	市民病院送迎バスの民間バス路線への統合や幹線の整備など、市内公共交通の役割分担をはかりながら、公共交通ネットワークの構築を目指し、地域公共交通再編実施計画を作成、実施。	路線数

4. 具体的取組に対する評価

【地域内フィーダー系統】

地域公共交通網形成計画に設定された目標の達成状況について評価

■行政と交通事業者との意見交換会、コロナ禍の影響の聴取

地域公共交通の再編実施前後の変化について意見交換を行ったほか、コロナ禍での乗降客の動線の変容、経営状態等を聴取した。緊急事態宣言前は時間経過とともに客数は増加したものの、宣言を経て客数は激減、令和2年9月時点でも回復しきれていない旨、また経営状態も悪化している旨を聴取した。今後はコロナ禍にあって、いわゆる「3密」を避けた公共交通のあり方を協議していきたい。

■コミュニティバス・デマンド交通に関する意見聴取の実施

市民への情報提供や意見・要望等の集約のため、市内の各地区協議体に参加し、再編前後の利用感の変化、市民の移動ニーズ、公共交通への思いを伺うことは、地域公共交通のあり方への有効な示唆となった。

■コミュニティバスの運行ルート見直しについて

効率的で持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、路線バスとの役割分担の明確化（競合解消）とともに、道路の狭いところや利用者の少ない地域をデマンド交通とすることで、運行時間の短縮になり、利便性が向上する。

■タクシー車両を活用したデマンド交通の導入

効率的で持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、路線バスやコミュニティバスではカバーできない地域にタクシー車両を活用することは、過疎地域の公共交通としての役割を果たしつつある。

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進	行政と交通事業者における協議、調整 ○バス事業者 ・再編後のコミュニティバス・路線バスの状況等 ○タクシー事業者 ・再編後のデマンド交通の状況等 ○市民病院 ・送迎バス廃止に係る来院者等への対応 ・通院用バス補助券の配布状況
市民・地域理解・主体性の醸成	地域のニーズ把握と情報共有、 ・地区別協議体
ネットワークを形成する交通モード間連携の強化	スムーズな乗り継ぎと負担軽減策の継続実施
幹線・民間路線の育成	市民病院無料送迎バスの廃止と民間バス路線への統廃合による対応 ・通院用バス補助券の配布状況（再掲）

橋本市生活交通ネットワーク協議会（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>事業実施の適切性については評価できる。</p> <p>今後の再編実施計画策定に向けて、今まで以上に住民への情報発信及び交通事業者等関係者との連携を密にし、効率的で持続可能な公共交通体系の構築を図りたい。</p>	<p>住民への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の再編に向けた地域懇談会等の実施 ・地域懇談会等における地域の状況把握と情報共有 <p>交通事業者等関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者並びに関係者等とルート・時刻などを含め、地域公共交通再編の実施に向けて、協議・調整を行い連携を強化 	<p>引き続き、住民への情報発信及び交通事業者等関係者との連携を密にし、効率的で持続可能な公共交通体系の維持、発展に努める。</p>

2. アピールポイント、特に工夫した点など

- 平成 28 年度地域公共交通網形成計画を策定。
- 平成 29 年 12 月 4 日よりコミュニティバス運行ルートの一部見直しとデマンド交通の試験的導入
- 地域公共交通網形成計画の課題等の確実な実施のため、地域公共交通再編実施計画を作成。
- 市内公共交通の再編を令和 2 年 1 月 4 日に実施。
- 鉄道等、他の公共交通との乗換え利便性の向上のため、橋本市コミュニティバスの運行情報を、国土交通省の定める“標準的なバス情報フォーマット”（GTFS-JP）に基づき公開するとともに、民間の地図・乗換情報提供サービス（Google マップ等）に掲載。